

令和3年
7月1日
より



©2021 総務省

「電話リレーサービス制度」がスタートします。

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳し、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。このサービスは、令和2年12月1日に施行された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」により、公共インフラとして必要な費用を電話事業者が出し合う仕組みとなっています。令和3年度の番号単価は、算定の結果、下表のとおりとなりました。なお、多くの電話会社では、この番号単価を「電話リレーサービス料」として利用者の皆様に負担いただくこととなります。

令和3年度の負担額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0円	0円	0円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	0円	0円

総務大臣指定 電話リレーサービス支援機関 詳細は、当協会ホームページをご覧ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/

一般社団法人 電気通信事業者協会 電話リレーサービス支援業務室 お問い合わせ TEL 03-6302-8391 (9時~17時 土日祝休日・年末年始を除く)